

## **生命保険（特定保険契約）の保険代理店手数料等の開示について**

しまなみ信用金庫は、お客さまにより適切な商品選択を行っていただくことを目的として、平成30年7月より「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の受領方式の変更」を行いますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 保険代理店手数料の開示

当金庫は保険会社から受領する生命保険（「特定保険契約」※1）の代理店手数料を保険会社の同意を前提に自主的に開示いたします。

保険代理店手数料は、保険会社から販売代理店である当金庫に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまがより一層適切な判断を行っていただくため、開示することといたしました。

#### 2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

当金庫が保険会社から受取る代理店手数料の受領方式を、契約時に一括で受領する方式から、「販売手数料」(※2)と「継続手数料」(※3)に分けて受領する方式に変更いたします。

当金庫では、保険商品をはじめとした資産運用商品の販売にあたり、販売時のお客さまへの商品やリスクの説明等のみならず、成約後のフォローの取り組みを強化するため、代理店の受領方式を変更することといたしました。

#### ※1 「特定保険契約」

変額保険、外貨建て保険、市場価格調整機能を有する生命保険商品

#### ※2 「販売手数料」

販売時のコンサルティングの対価として、販売額に応じて保険会社から受領する手数料

#### ※3 「継続手数料」

アフターフォローの対価として保険契約期間中の残高に応じて保険会社から定期的に受領する手数料

以 上